

第3節 庭園の沿革と史料

第1項 稲田氏の沿革

(1) 徳島藩筆頭家老稲田氏

天正13年(1585)蜂須賀正勝の家臣であった初代 稲田植元が蜂須賀氏の阿波国入部に伴い、阿波九城の一角、脇城の城主として阿波国に入った。植元は天正9年(1581)に正勝が龍野城主となった際、秀吉から河内国2万石を提示されたが、これまでの正勝の恩に報いるため、蜂須賀の家臣にとどまったと言われている。これにより、稲田氏は蜂須賀氏より厚遇を得たが、その正勝と植元の主従を超えた関係が、後世に徳島藩士と稲田家家臣との軋轢を生むこととなる。

植元の子、示植は子の植次とともに大坂冬の陣で勲功を上げ、家康より感状を受けている(阿波の七感状)。示植は元和元年(1615)蜂須賀至鎮の阿波国加増により、徳川秀忠・家光の上意で蜂須賀至鎮から由良城代を命じられ、後述する由良引けを指揮することとなる。そしてこれ以降、稲田氏は主に淡路支配を任されることとなる。

3代植次の代になると蜂須賀家臣の筆頭家老となり、万治3年(1660)には阿波で7,039石、淡路で7,318石、計14,357石(領地は主に淡路国と阿波国の脇町)と大名並みの所領を有するようになり、寛文6年(1666)には洲本城代職につく。また、同8年(1668)4代植栄は洲本御仕置御用を兼ねることとなった。さらに明和3年(1766)の8代植久のときには大名格洲本城代を受けるまでになる(植久時のみ)。こうして稲田氏は他の家老とは別格の扱いを受け、独立的な地位が認められていた。



図II-24 稲田氏系図

(2) 私塾学問所としての益習館

西荘が造営された時期は不明であるが、城下町が形成される寛永8年(1631)頃から別荘の造営にも取り掛かったのではないと思われる。

一方、稲田家の私塾学問所は延享年間(1744～1748)の8代植久の時に中屋敷町に創設されたと言われる。これは寛政10年(1798)に創設された藩校洲本学問所に先んじてのことである。洲本城下にはそのほか多くの私塾があり、洲本学問所は朱子学が原則であったが、漢学以外にも国学の塾が多くあった。

しかし、植久が創設した私塾学問所が本格的に動き始めたのは11代敏植のとき、文化年間(1804～1818)からである。大坂から篠崎三島・篠崎小竹などを度々招いて講座を開き、幕府の正学以外の大坂の実学を褒め称えた。文化9年(1812)には頼山陽や浦上春琴が訪れ、そのほか斎藤崎庵なども訪れており、文人墨客がよく訪れていた。

敏植の三男である植美は特に学問をよくし、自宅のすべてを学問所に開放し、天保年間(1830～1844)には植美の兄である13代芸植に、稲田家の給地の村々の在郷の奉公人や村役人も私塾へ入学することを認めさせた。嘉永6年(1853)、植美が死去し、この頃から私塾は武道場・射場・寄宿舎などを備えた学校となり、嘉永7年(1854)に稲田家の私塾学問所を中屋敷町から西荘に移した。後に「益習館」と称され、幕末維新に躍動する志士を輩出することとなる。

益習館は14代植乗の時に学問所の規模が拡大され、新たな建造物が建てられたと伝わる。安政年間(1854～1860)には教官として大坂の篠崎訥堂、京都の頼三樹三郎、国学者の大国隆正などが来校し、稲田家に尊王攘夷の思想が浸透していった。15代植誠をはじめ家臣の三田昂馬・内藤弥兵衛・七条弥三右衛門・林轍之丞など、京都に出て諸国の志士と交流する者も現れた。

生徒は稲田家家臣のみならず素封家の子弟にも門戸を開放し、通学生が約150人いたとされる。益習館は文武両道を修めるために設けられたため、1教科を専修することは許されなかった。文は12歳から、武は15歳から入学でき、12歳以上で入学したものは初等、学術が進み輪講などに加わるものは中等、進んで学優などの域に至るものは高等と品階が3等に区別されていた。益習館では漢学、兵学、弓術、馬術、剣術、砲術、柔術などを学んでいたと言われる。

(3) 庚午事変とその後

文政10年(1827)蜂須賀氏は11代将軍徳川家斉の22男斉裕を養子に迎えたことで、徳川家との深いつながりができる。一方稲田家は公家の高辻家から室を迎えたことにより、朝廷との結びつきを強めていく。慶応3年(1867)、戊辰戦争が始まると勤王派である稲田家臣は稲田藩の旗を掲げて討幕軍の有栖川宮総督の警護に加わるなど、徳島藩とは異なる独自の動きをすることで、徳島藩士との亀裂が深くなっていく。幕末には2,000人を超えていたと言われる稲田家臣には100石を超える高給取りも存在し、これに対して洲本在勤の藩士は100石に満たない者も多く、藩士と稲田家臣との軋轢を生む原因の一つとなっていた。

明治2年(1869)6月、版籍奉還による禄制改革により藩主は華族に、藩士は士族となる。稲田家臣は陪臣のため士族に編入されず、卒族となった。卒族は庄屋の管轄となるばかりか、稲田家との主従関係が絶たれることから、稲田家臣は徳島藩に士族編入を訴える。9月には16代稲田邦植が藩に陳情するが、徳島藩は明治政府の決定であるとしてこれを拒否する。10月には邦植と稲田家重臣らが稲田家の維新の功績を酌み、稲田家臣を稲田家の管轄に入れるよう訴える

が、再び拒否される。藩に要求が届かない中、12月には明治政府へ稲田家の帰属を訴える願書を提出する。

明治3年(1870)3月には政府より福島県権知事立木兼善、岩鼻県権知事小室信夫が派遣され、稲田家へ北海道開拓の打診がなされた。稲田側は北海道開拓を受諾する代わりに稲田家の徳島藩からの分藩独立を願い出た。徳島藩は穏便に解決するため、藩士たちを集めてこれまでの経緯を説明するが、若い藩士たちは分藩は主家に対する反逆であるとし、稲田家を討伐する武力解決を唱えるようになる。徳島の藩兵隊は立木・小室両権知事に武力討伐の旨を伝えた。翌月、両権知事は報告のために帰京するが、自分たちの意見が明治政府に伝わるか不安であった藩士たちは、両権知事の帰京に同行することとなった。

立木・小室両権知事は岩倉具視、三条実美に報告し、政府より蜂須賀茂韶と稲田邦植に上京命令が出された。新政府内や他藩は稲田家に同情的であったため、稲田家の要求が通るのではと上京した藩士に動揺が広がった。同年5月、上京藩士の一人である大村純安が「知事様(蜂須賀茂韶)の留守中に稲田の奸物を誅伐すべし」と唱え、新居水竹ら上役の説得も聞かずに南堅夫らとともに脱歸した。脱歸を知った太政官は取り締まりを指示し、特に岩倉は蜂須賀側に「稲田に危害を加えるようなことがあれば蜂須賀家は断家」と伝えるよう厳命した。

同月11日には大村純安らが洲本に到着し、翌12日には南堅夫らが徳島に到着した。13日に徳島では総勢160名の藩士が稲田家襲撃のため稲田氏の領地猪尻(徳島県美馬市)へ向け出発するが、2人の藩士が隊の前に立ちはだかり割腹、進軍が中断したところに徳島藩参事が岩倉の厳命を伝えたことにより襲撃は中止となり、藩士は徳島へ引き返した。

洲本では12日に襲撃準備が行われ、農兵800人が文武館(現洲本警察署)に集まった。翌13日、徳島から戻った藩士より「徳島ではすでに事を成している」との知らせが伝わり、上田甚五右衛門が農兵を率いて江国寺に入り襲撃が開始された。宇山の稲田屋敷武山邸を皮切りに、下屋敷筋の稲田家及び稲田家臣の屋敷を次々と襲撃し、益習館もこの時襲撃され建造物が焼失した。稲田側は無抵抗であったとされ、自決2人、死者15人、重軽傷者20人を数えた。これを庚午事変(稲田騒動)と呼ぶ。

事変後、襲撃を主導した大村純安、南堅夫ら脱歸者及び脱歸を許した新居水竹、小倉富三郎は斬首(知事の嘆願により切腹)、そのほか襲撃した藩士は流終身や禁錮終身などが言い渡された。一方、稲田氏及びその家臣は北海道日高国静内(現北海道日高郡新ひだか町)に移住開拓命令が出され、明治4年(1871)2月に47人の先遣隊が、5月には第一陣として550人余りが北海道へと渡っていった。第二陣の214人は8月に出航したが和歌山県周参見沖で座礁し、多数が犠牲となった。静内に移った稲田家臣たちは厳しい環境の中、開拓に邁進する。

淡路島はこの事件後に津名郡の一部が兵庫県に編入される。その後、淡路島全体が名東県となるが、明治9年(1876)に兵庫県に編入された。

明治22年(1889)には大赦令が下され、庚午事変関係者全員が赦免された。現在は、寺町の専称寺に処罰された徳島藩士側の「庚午志士之碑」、江国寺に稲田側犠牲者の「招魂碑」が建立されている。

第2項 庭園の沿革

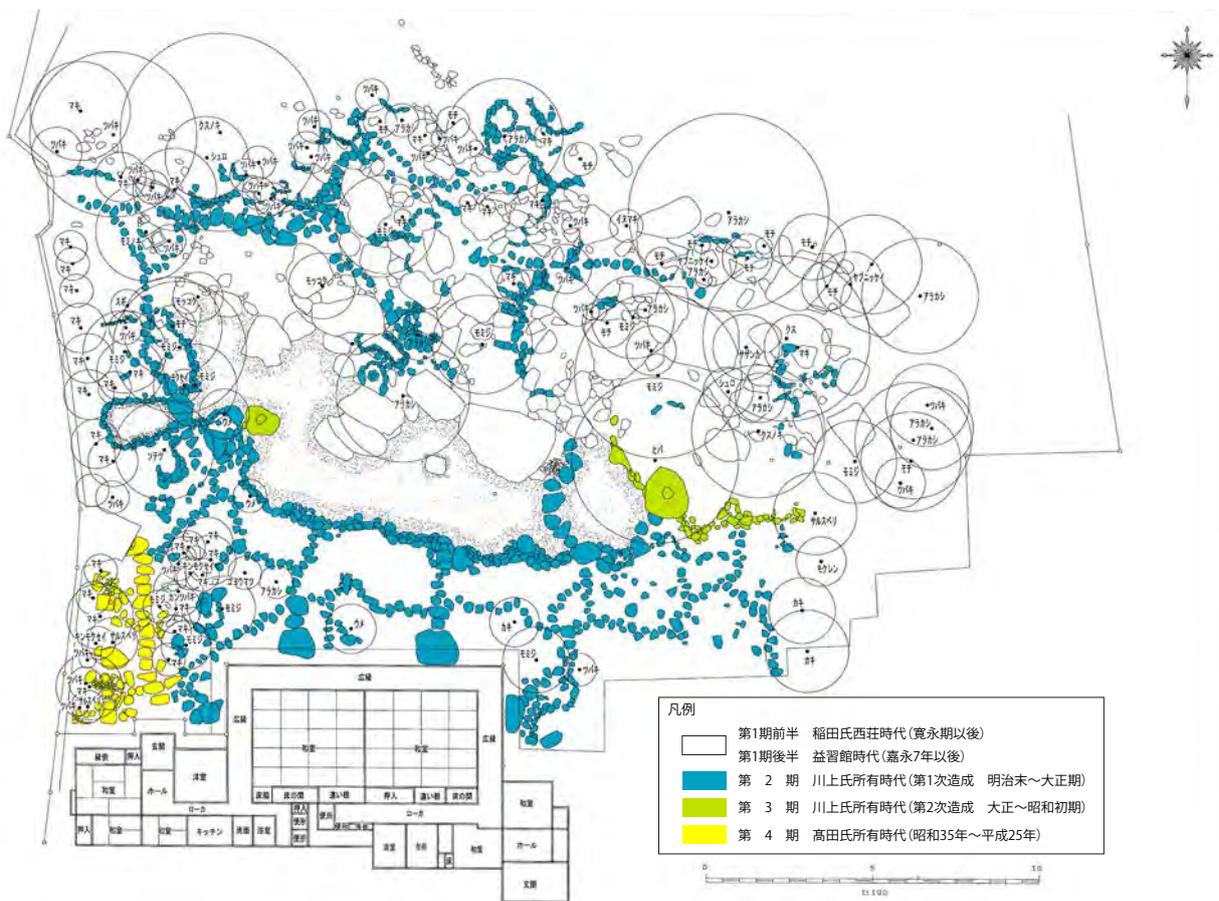
本庭園は旧城下町外町地区の下屋敷筋の近くに位置し、寛永の作庭当時この周辺は徳島藩筆頭家老であった稲田氏やその家臣の屋敷が並ぶ武家居住区域であった。稲田氏の別荘であった西荘に造られた庭園を始まりとし、城下町を整備する際に曲田山から石を切り出し、町の完成後にその跡地を別荘として整備したものと考えられている。

前述のとおり嘉永7年(1854)に稲田氏の私塾が移設されて益習館と称された。文武両道を修めるための学問所として機能していたが、明治3年(1870)庚午事変の際に稲田家が襲撃され、建造物が焼失した。その後は個人の所有するところとなり、明治末期から昭和期にかけて新たに洋館と書院の建築や庭園の改修が行われた。

土地台帳によると、明治41年(1908)から川上氏の所有となり、大きく明治・大正・昭和期にかけて敷地の範囲を広げた。最盛期には現在の名勝指定範囲より間口も広く、曲田山の山上までを所有していた。昭和35年(1960)には、高田氏が土地を取得し、平成25年(2013)に洲本市に庭園を含む土地建物が寄贈された。

明治末期以降に所有者が変遷したことにより、その都度手が加えられてきた。図II-25はその変遷を時代区分ごとに着色したものであり、本庭園において近代以降に改変された部分は主に飛石の新設、斜面部の土留め、入江並びに北側護岸石組の変更、山燈籠の設置である。

次頁より時代区分の設定とその変遷を記す。



図II-25 旧益習館庭園の変遷図

(洲本市教育委員会『洲本市文化財調査報告書第11冊 旧益習館庭園調査報告書』平成30年〔2018〕より凡例加筆)

『洲本市文化財調査報告書第11冊 旧益習館庭園調査報告書』平成30年(2018)において、平成28年(2016)に実施された発掘調査の成果により、庭園の変遷を4期に区分した。

しかしながら、第1期は別荘と学問所の機能性並びに空間性の違いがあるため、新たに稲田氏西荘時代と益習館時代に区分した。

- 第1期前半：稲田氏西荘時代（寛永期以後）
— 曲田山和泉砂岩の巨石を活かした庭園として作庭
- 第1期後半：益習館時代（嘉永7年以後）
— 庭園部分の詳細は不明（武術の稽古場としての利用か）
- 第2期：川上氏所有時代（第1次造成 明治末～大正期）
— 前庭部分に盛土を施し、飛石を配置
— 園池の北側に石組、山側に土留めを施し、飛石を配置
- 第3期：川上氏所有時代（第2次造成 大正～昭和初期）
— 庭園西側に盛土を施し、山燈籠を配置
- 第4期：高田氏所有時代（昭和35年～平成25年）
— 庭園東側に緑泥片岩の飛石を配置

第1期は稲田氏西荘時代と益習館時代に分かれ、第1期前半の稲田氏西荘時代は、稲田家下屋敷の別荘として造営された庭園とする。曲田山の石切場跡を整備したものとされ、曲田山和泉砂岩の露頭した岩盤や巨石を景色として庭園の骨格としている。

第1期後半の益習館時代は、西荘に稲田氏の私塾が移設されて利用された益習館の庭園とする。学校並びに射場などが設けられたが、池や山、四阿などはそのまま継承されたと類推され、平庭は武術の稽古場にも利用された。益習館時代の庭園の姿は、現在確認できる史料からは詳細不明である。

第2期は川上氏所有時代の第1次造成（明治末～大正期）とする。書院と園池の間の前庭部分に盛土を施し、平庭から斜面の高台にかけて飛石を配置して回遊性を高めた。園池の南岸は近世からの巨岩をそのまま踏襲し、北岸に護岸石組を加えている。

第3期は川上氏所有時代の後半にあたる第2次造成（大正～昭和初期）とする。庭園西側に盛土を施し、大型の山燈籠を据え護岸も整備した。さらに、庭園東側にある橋台跡の池中にも山燈籠を配置した。

第4期は高田氏所有時代の庭園とする。昭和35年(1960)の所有以後に高田氏の住居が東側に増築され、それに合わせて玄関付近に緑泥片岩の飛石（川上氏が建築した洋館の前庭に用いられたもの）を配置した。そのほか植栽が変わった程度であり、庭園に大きな変化は見られない。

(1) 第1期前半：稲田氏西荘時代（寛永期以後）

稲田氏の別荘である西荘当時の面影を残す唯一の史料として斎藤崎庵の描いた「稲田氏西荘図」(図II-26)がある。本史料は稲田植美の子、植誠に贈られたものである。植美は11代稲田敏植の三男で、洲本下屋敷の西屋敷(西荘)に住み、緑香と号して文雅に長じ、風流な生活を送っていたという。その時代に斎藤崎庵によって描かれた貴重な絵画である。賛(七言律詩)に「晩春十九 西荘陪宴詩画奉呈(晩春19日 西荘の宴に陪し詩画を奉呈す)」と書かれていることから、嘉永7年(1854)稲田氏の学問所が西屋敷(西荘)に移る以前に描かれたものであると思われる。

この「稲田氏西荘図」には稲田氏西荘時代の建造物や庭園が詳細に描かれており、現存しない反り橋や四阿などの添景物も描かれている。

本史料から分かる西荘の敷地は、東側は石積基礎の上に建つ土塀によって敷地が区切られ、北部には入口が設けられている様子が分かる。また、土塀は南部を曲げ、敷地の外は緩やかなカーブが描かれており、東側にも池のようなものがあつた可能性がある。門を入ると建造物が土塀の側に2棟見られ、やや北に下がった位置にも建造物が描かれている。さらに、庭園に面して平屋建ての座敷が建っている。その西側には渡り廊下でつながった楼閣建築が描かれている。室内に人物が描かれており、平屋の座敷には3人の武士が座っている様子が見える。楼閣の2階にも3人の人物が見える。1人は笛を吹き、他の2人がそれを聞いている様子がうかがえる。この部屋の3面が開放され、朱塗りの欄干が巡らされていたようである。よって、庭園の視点場が平屋の座敷からと楼閣2階座敷の2箇所あつたことが分かる。楼閣は3面が開放されていることから、庭園だけでなく、城下町側も見渡すことが出来たと考えられる。

山の中腹には四阿があり、その背後に柵が巡らされていたことからこの柵が南側の敷地境界と思われる。北と西の敷地境界は史料から知ることができないが、楼閣建築の北側にも建造物の屋根が見られることから、敷地はさらに北に広がっていたことが推測できる。

庭園は敷地の東側にある塀と庭門で隔てられている。庭門を入ると低木や柳の植栽が見える。庭園は東西に長い園池を中心に、北側には平坦部、南側は曲田山の斜面が反り立っている。園池には水が満ち、南側は曲田山の岩盤や巨石を巧みに利用した護岸となっている。園池には現在も見られる水分石が見える。その対岸である北岸は石組が見られず、対岸の石組を引き立てているように見える。平坦部にも景石や植栽はなく、護岸際に藤棚が見られる程度である。これは賛(七言律詩)に「漲池新水藤添色」とあり、藤の花が水面に写って色を添えている様子が詠われることから護岸際に藤棚があつた様子が分かる。

藤棚の東側には橋が架かり、園池対岸へと渡ることができたようである。橋はアーチ型の石橋又は土橋に見える。現在この橋が架かっていた両岸には、橋台となった石積遺構が確認でき、両岸の距離は6m余りある。しかし反り橋であることは確認できるものの、これが石橋であるのか、それとも土橋であるかの判断は難しい。形からは反り切石橋と考えられるが、端の下部に橋を支えるかのような構造物が見て取れる。見方によれば、土橋の土台である木橋の橋板とも橋桁とも考えられるが、文献などが存在しない現状での判断は難しい。

仮に切石橋であつたならば、6.00m級の長さを持つ遺構は文化財庭園においては、蜂須賀藩主の徳島城表御殿庭園に見られる6.40mの切石橋が日本庭園最大のもと言われる。次いで西本願寺滴翠園にかかる切石橋で6.14m、桂離宮の切石橋の5.99mとされる。多くの日本庭園の中でも数基が数えられる程度であり、これらに並ぶ切石橋であることが考えられる。

庭園の背景となっている曲田山にはマツが多く見られる。山裾の東西には竹林が広がり、マツと竹林の他にも針葉樹や広葉樹が巨岩石組の背後に見られる。護岸の中央部には形の良いマツがあり、護岸の添景となっている。

しかし、曲田山の植生がよく分かるものの、マツは目立つが山全体には木々が少ない。広範囲で園池護岸の巨岩と同様の描写表現がされていることから、岩肌が露出していると考えられる。曲田山は和泉層群の砂岩や礫岩、泥岩からなる岩山であり、荒地の厳しい環境に育つマツが優勢であったと考えられる。また、薪炭用に樹木を伐採し荒れていたことも考えられる。

西荘は岩肌が露出した曲田山の斜面を背景とし、山裾に横長の園池を持つ庭園であったことが分かる。平坦部には華美な植栽や景石を据えず、巨岩を用いた護岸を際立たせている。

「稲田氏西荘図」に描かれている景観と現在の庭園を比較すると、建築群は失われているものの、庭園の骨格には大きな変化はなく現在に至っていると言える。このように、本庭園の起源は「稲田氏西荘図」によって明らかとなる稲田氏西荘時代の庭園である。



図 II - 26 「稲田氏西荘図」 斎藤崎庵（弘化～嘉永年間〔1844～1854〕）（個人蔵）

賛（七言律詩）

花落烏啼春已深
亦知一刻価千金
漲池新水藤添色
繞屋清風竹弄音
倦後看松迎鶴返
吟餘燗酒侍人尋
且眠且酔任君意
許否明朝我抱琴

晩春十九 西荘陪宴詩画奉呈
翁庵稲君清鑑賜和幸甚 奇庵淳

（印）（印）

花落烏啼いて春^{まで}已に深し
亦^また知る一刻千金に価す
池に漲る新水藤色を添え
屋を繞^{めぐ}る清風竹の音を弄^{もてあそ}ぶ
倦後（疲れたあと）松を看鶴の返るを迎える
吟餘酒を^{あたま}ぐめ人の尋めるを待つ
且つ眠り且つ酔い君の意に^{まか}任さん
許^{きよひ}否（承知）せば明朝我れ琴を抱かん

晩春十九（日）西荘の宴に陪し詩画を奉呈す
翁庵稲君清鑑（御一覽）和を賜り幸甚 崎庵淳

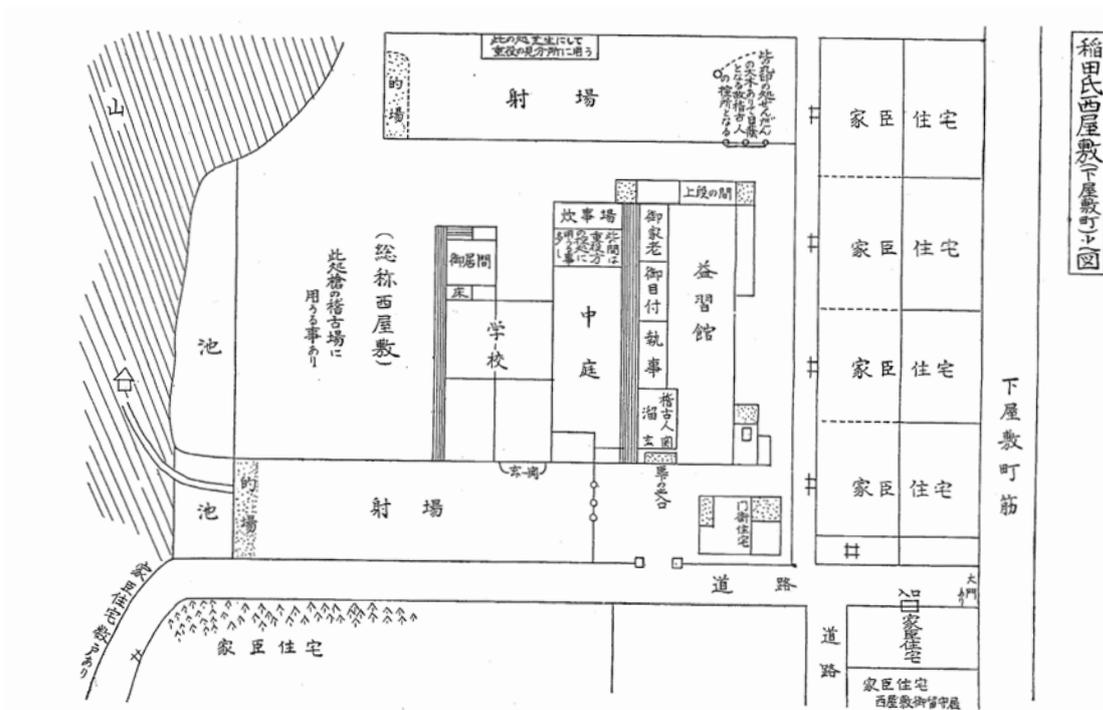
(2) 第1期後半：益習館時代（嘉永7年以後）

嘉永7年(1854)に稲田氏の学問所は西荘に移設され、「益習館」と称された。「稲田氏西屋敷(下屋敷町)之図」(図II-27)を見ると、益習館は稲田氏西荘時代の建造物配置から大きく変化し、「稲田氏西荘図」西側の楼閣建築があった場所は射場となっている。平屋が建っていた付近は「学校」と書かれ、東側に玄関を設けている。四間取の学校西側には「御居間」があり、北西部が欠けた平面構成となっている。さらに、「稲田氏西荘図」では不明であった敷地北側は、中庭を挟んで建物が建ち、東側に「臣下の出入口」とする玄関が設けられている。建物南西部には「炊事場」と重役方の控室があり、廊下を挟んだ北側の各部屋には「御家老」「御目付」「執事」「稽古人溜」とある。その北側には「益習館」と書かれた大広間があり、その西側には「上段の間」がある。

益習館では弓術、馬術、剣術などの授業があり、その稽古に庭園が使われていたようである。園池の畔に「此処槍の稽古場に用うる事あり」と書かれ、建物の東西それぞれに射場が設けられ、的場や見分所などが記されている。また、射場には7つの丸が描かれており、これについて「此の丸印の処せんだんの大木ありて日陰となる故稽古人の控所となる」と書かれており、センダンが植えられていたことが分かる。そのほかの植栽としては西側射場の見分所が芝生であることが記されている。

園池の護岸は直線に書かれており、園池の形が簡略化されているのか、この時に改変があったかは定かではない。しかし「稲田氏西荘図」で橋が架かっていた場所と同様の位置に橋が描かれ、園路が山腹の小屋に続いている。この小屋は四阿であると思われるが、これも「稲田氏西荘図」と同様の位置に描かれ、稲田氏西荘時代から引き継がれているように推測される。これは庭園の観賞だけでなく、城下の様子を観察する目的もあったと推定される。

益習館時代には稲田氏西荘時代の建造物は大きく変化し、庭園を観賞する視点場が限られている。さらに、庭園が鍛錬の場所として使用されていることから、稲田氏西荘時代と庭園の性質が大きく変化している。



図II-27 「稲田氏西屋敷(下屋敷町)之図」(嘉永7年~明治3年〔1854~1870〕)(個人蔵)

(3) 第2期：川上氏所有時代（第1次造成 明治末～大正期）

明治3年（1870）の庚午事変によって稲田家が襲撃を受け、益習館の建造物が焼失した後は住人も変わり、明治41年（1908）に淡路島内の素封家である川上氏の所有となる。川上氏所有時代の敷地変遷図を図II-28に示す。明治41年（1908）には、下屋敷筋に面して細い間口であったが、大正から昭和期にかけて敷地を取得し、間口を広げたようである。

写真II-5は曲田山から洲本市街地を写したもので、写真の右下が川上茂吉別荘の場所であり、川上氏の洋館や門柱と思われるものが写っている。左上には煙突が1基確認でき、これは鐘紡洲本工場の第二工場の煙突である。この煙突から写真が明治42～大正9年（1909～1920）頃に撮影されたものであると推測できる。写真では山裾の園池は曲田山の樹木で隠れているが、書院は建築前であり書院部分及びその北側で造成工事が行われている様子が見られる。造成時には洋館が既に建設されており、門柱とみられる2本の柱の正面に位置する。

造成が行われた時期は写真より推定でき、平成28年（2016）の発掘調査でも、表土下層の埋土から明治期以降の遺物が出土し、現地盤下0.7mまで盛土が施されていることが判明し、整合することが分かった。よって、盛土層上に据えられた花崗岩の飛石は近代でも明治末から大正期にかけてのものであると考えられる。そのほか、この時期に書院前の沓脱石が改変された。書院前の沓脱石が盛土層の範囲に収まっていることから、後世の所産であることが分かる。ただし、江戸期のものを据え直した可能性も考えられる。

第2期には書院及び周辺の盛土を施し、飛石が配置され、さらに園池の北側に護岸石組、山側は土留めが施され、斜面を回遊する飛石も配置された。そして、園池を東側に若干広げて入江をつくり、そこに石橋を新しく架けたとみられる。そのほか、益習館時代にはなかった園池東側のソテツなども第2期の川上氏所有時代に植栽された。



写真II-5 明治42～大正9年頃の洲本市街地の様子（個人蔵） 一部加筆（点線は明治期に購入した敷地の推定範囲）

第2期に建築された洋館の姿は「川上茂吉別荘正門」と記された絵葉書（写真II-6）などから分かる。

洋館は寄棟造の棧瓦葺で和洋折衷の建築であり、玄関ポーチの妻面には中央に川上の名を意匠したレリーフが施され、周りにも漆喰の鍍絵のような意匠がなされている。このほか、石柱の柱頭にもこだわりがみられる構えである。

前庭には石組中央に植栽を植え、それを回り込むようにアプローチの飛石が打たれている。



レリーフ拡大



写真II-6 川上茂吉別荘正門

（4）第3期：川上氏所有時代（第2次造成 大正～昭和初期）

第3期では庭園西側に盛土が施され、2基の山燈籠が配置された。

庭園西側の発掘調査では、トレンチ南側の一段高い部分から盛土下層に飛石が確認された。飛石の周囲には玉石が敷かれており、水の流れがあったことが考えられる。この飛石は北側の飛石と天端の高さが同じであるため、少なくとも明治末から昭和にかけて2回以上造成がなされていることが分かった。

園池の西側には高さ4mを超える山燈籠が据えられている。山燈籠の東には園池の玉石敷洲浜があり、山燈籠が園池の西護岸ラインになっている。山燈籠のさらに西側の発掘調査では飛石周辺には玉石が敷かれており、水の流れがあったことが考えられた。玉石敷洲浜が西側の飛石位置まで広がっていたとすると、玉石敷洲浜の中央部に山燈籠が据えられていたことになり不自然であるため、この山燈籠は第2次造成以降に据えられたと考えられる。

さらに、東側の山燈籠については橋台付近に山燈籠を据えているが、本庭園のように池中に据えられている事例は、流れ蹲踞（手水）に据えられる以外はあまり見られない例である。

園池東側にある橋台の石積遺構とみられる場所がもし反り橋であれば、全国的に見ても屈指の切石橋となり、それを取り除いてまで山燈籠を池中に据えることはまず考えられないことから、川上氏所有時代には「稲田氏西荘図」に描かれている反り橋は既に消失していた可能性が考えられている。しかし、切石橋と考えられる遺物が付近に見られないことから他所へ移動、又は土橋であった可能性も考えられる。

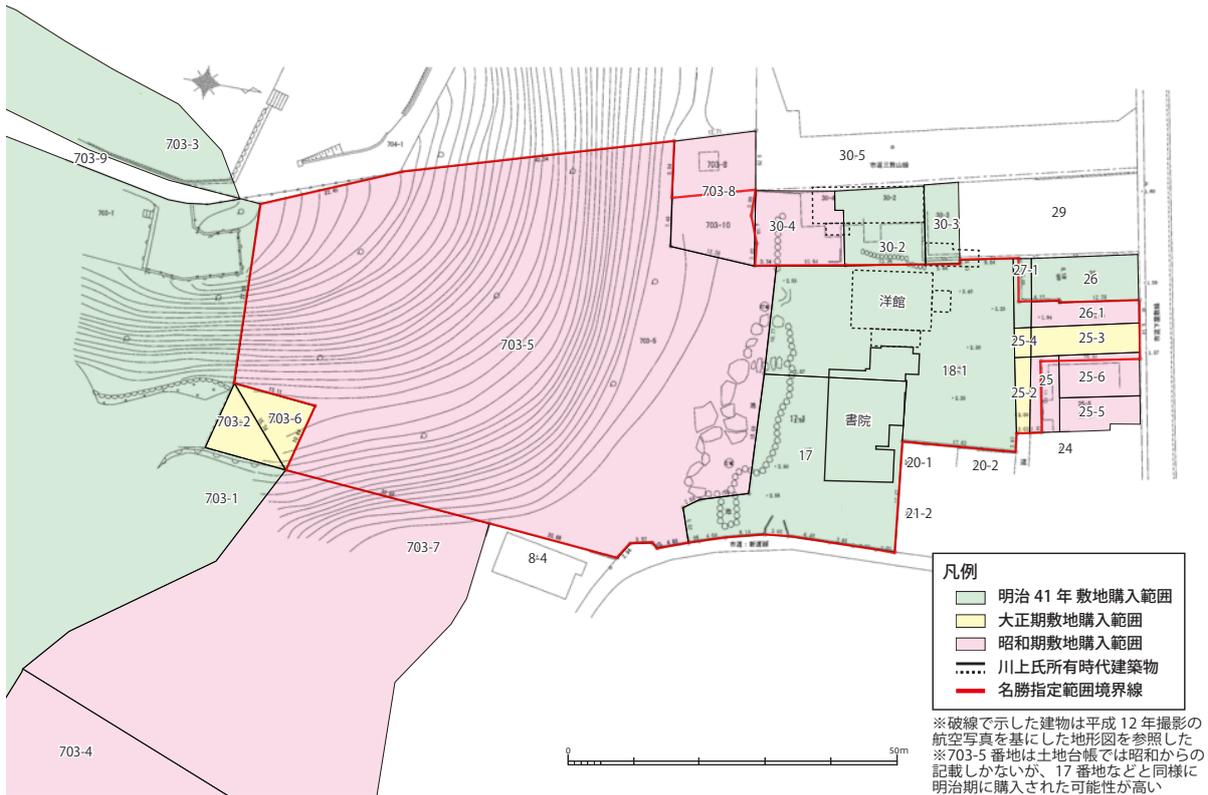


図 II - 28 川上氏所有時代の敷地変遷（拡張） ※土地台帳をもとに作成

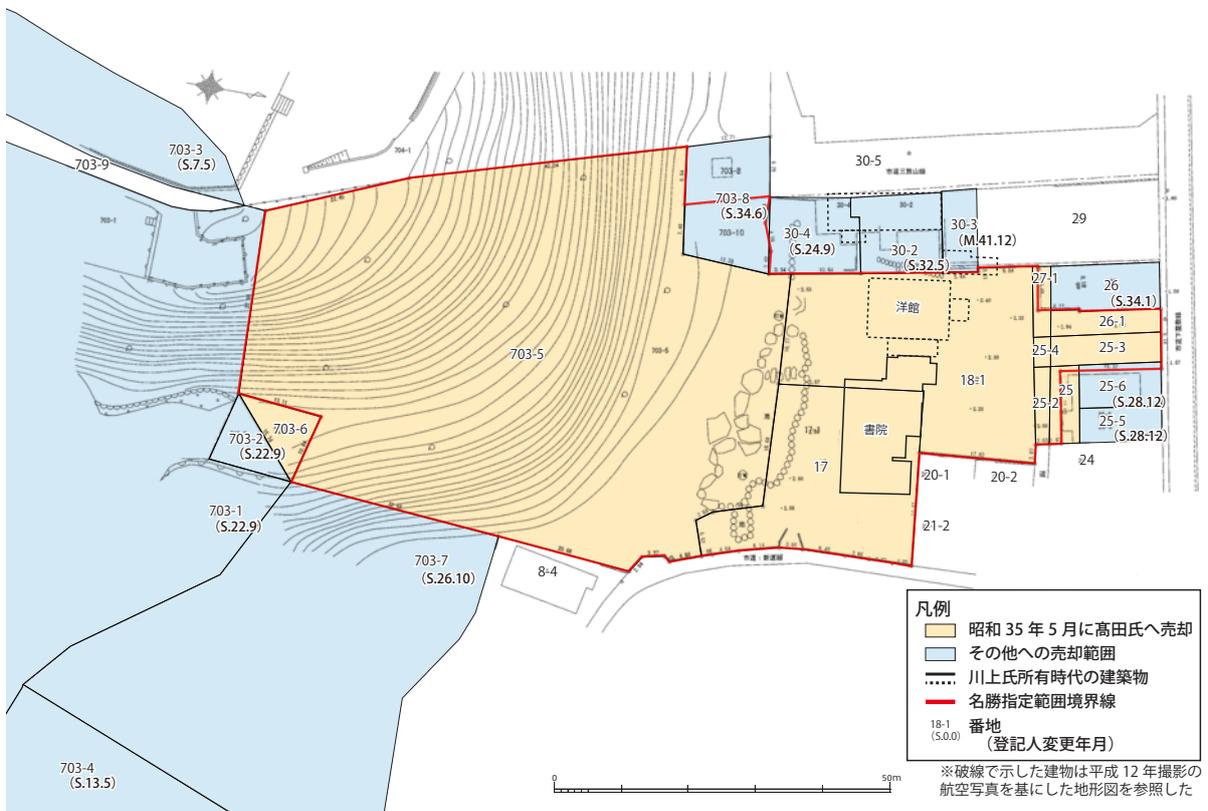


図 II - 29 川上氏所有時代の敷地変遷（縮小） ※土地台帳をもとに作成

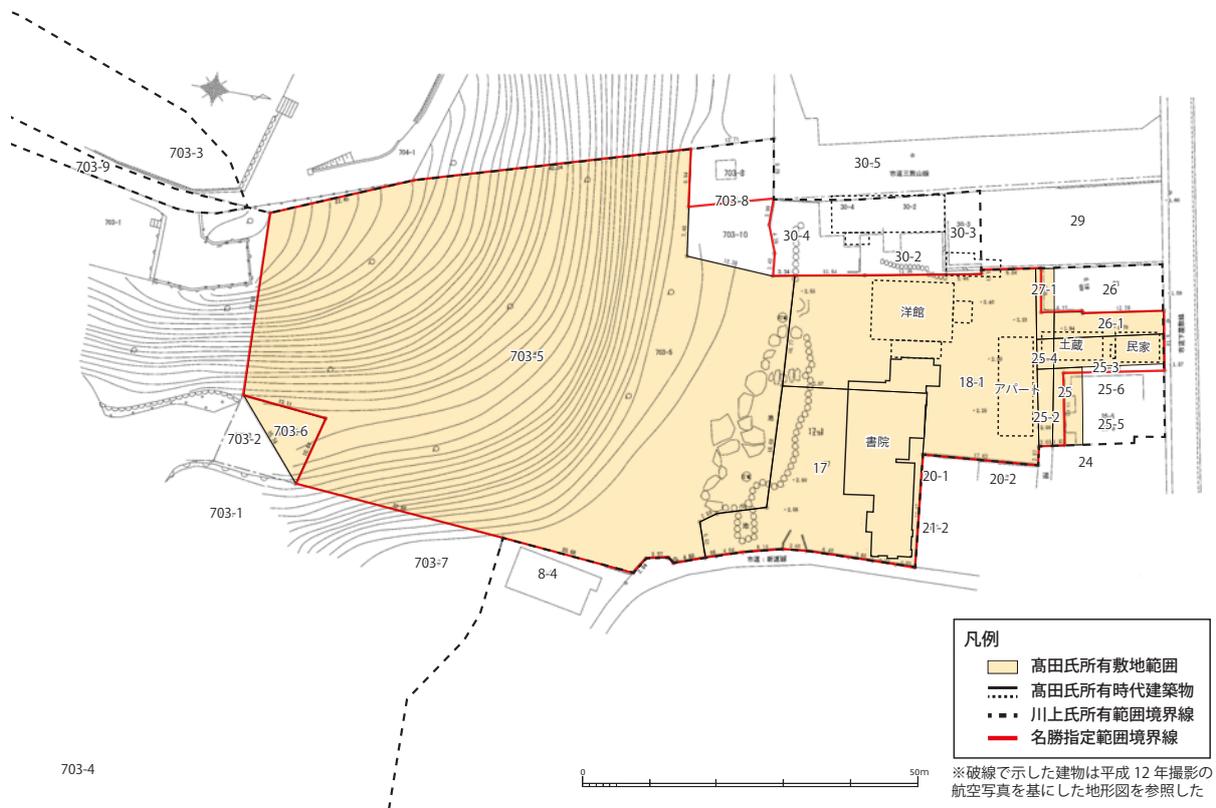
(5) 第4期：高田氏所有時代（昭和35年～平成25年〔1960～2013〕）

昭和35年（1960）より高田氏の所有となり、現在の名勝指定範囲と少し異なるが、図II-30の敷地範囲となった。斜面西側の平坦部（図中703-8）は別の所有者の敷地で民家が建っていた。そのほか植栽や東側の新しい玄関棟付近が多少変わった程度で大きな改修はみられない。主庭の平庭には、畑をつくるなどしていたという。

第4期では昭和30年代に、川上氏所有時代に建てられた書院の東側に住居部分として新たに玄関棟が増築された。これにより、玄関前アプローチとして緑泥片岩の飛石が配置された。この石材は川上氏所有時代に建築された洋館前庭の飛石を転用したものと伝わる。この頃の庭園や書院の古写真などの資料は現在のところ確認できておらず、今後の調査を待ちたい。

川上氏所有時代には門や玄関は下屋敷筋に面していたが、高田氏所有時代には新たに玄関棟が東側に増築されたことにより、高田氏は東側道路の表門を入りに使用していたものとみられる。この東側道路（幅員約2.3m）は「稲田氏西荘図」や「稲田氏西屋敷（下屋敷町）之図」に描かれた道路と同様のものと類推される。聞き取りによると、後年には書院を数軒に分割して住宅として貸し出していた。洋館も住宅やダンス教室として貸し出され、書院北側にはアパートや土蔵などが建てられていたということから、門などアプローチ動線も分けられていたものと考えられる。

平成の中頃から無住状態であったといい、平成25年（2013）に高田氏より洲本市へ敷地、建造物、庭園が寄贈された。



図II-30 高田氏所有時代の敷地範囲 ※土地台帳をもとに作成

表 II - 5 旧益習館庭園の沿革

和暦	西歴	旧益習館庭園の出来事	庭園の変遷区分
寛永 12 年～	1635 ～	由良引けの終了以降に西荘が造営される	第 1 期前半 稲田氏西荘時代
文化 9 年	1812	頼山陽、浦上春琴が西荘を訪れる	
弘化～嘉永	1844 ～ 1854	この頃、斎藤崎庵により「稲田氏西荘図」が描かれる	
嘉永 7 年	1854	稲田の学問所を下屋敷に移し「益習館」と称される	第 1 期後半 益習館時代
明治 3 年	1870	庚午事変により益習館が焼失する	第 2 期 川上氏所有時代（第 1 次造成）
明治 41 年	1908	益習館跡地が川上氏の所有となる	
明治 42 年～ 大正 9 年	1909 ～ 1920	この頃から大正期にかけて、川上氏により庭園の改修が行われる。 盛土、花崗岩の景石・飛石、護岸の改修。洋館の建設。	
大正～昭和		山燈籠の設置	第 3 期 川上氏所有時代（第 2 次造成）
昭和 35 年	1960	益習館跡地が川上氏から高田氏の所有へ	第 4 期 高田氏所有時代
昭和 35 ～ 平成 25 年	1960 ～ 2013	庭園東側の改修	
平成 25 年	2013	8 月 高田氏が庭園を含む土地建物を洲本市に寄贈する	
平成 26 年	2014	2 月 本庭園の整備を開始する 有限会社社長石造園による平面図並びにスケッチ図の作成	
平成 27 年	2015	2 月 19 日 洲本市の名勝に指定される	
		庭園西側部分の整備（植栽整備、堆積土除去、浚渫）、書院の修復	
		3 月 臨時開園	
		9 月 秋のライトアップ開始	
平成 28 年	2016	3 月 15 日 兵庫県の名勝に指定される	
		4 月～ 土日祝の一般公開開始	
		8 月 17 ～ 31 日 発掘調査	
平成 29 年	2017	『洲本市文化財調査報告書第 11 冊 旧益習館庭園調査報告書』刊行 建造物調査、株式会社金岡光輝園による平面図作成	
平成 30 年	2018	『洲本市文化財調査報告書第 11 冊 旧益習館庭園調査報告書』改訂 版を刊行	
平成 31 年	2019	2 月 26 日 文化財保護法に基づく名勝に指定される	

第3項 建造物の沿革

本庭園の建造物として、西荘や益習館当時の建造物は庚午事変により焼失したが、明治末期以降に川上氏によって建てられた書院がある。焼失した建造物の詳細は不明であるが、「稲田氏西荘図」(図II-31)及び「稲田氏西屋敷(下屋敷町)之図」(図II-32)より概観を類推し、書院については『洲本市文化財調査報告書第11冊 旧益習館庭園調査報告書』(洲本市教育委員会、平成30年〔2018])をもとにその変遷及び構成、意匠を抜粋してまとめる。

(1) 稲田氏西荘

稲田氏の別荘であった西荘は、園池に面して東に平屋建と西側に2階建の望楼のような建造物が建ち、回廊で接続されている。平屋は入母屋造の瓦葺で桁行5間、梁間3間半程度の大きさとみられる。庭園に面して開口部が広くとられ、東側と南側には縁が廻っている。2階建の建造物は樹木と重なり不明瞭であるが、入母屋造の瓦葺で、2階は3面が開放され庭園を俯瞰する視点場になっていたと考えられる。山腹には四阿が設けられ、庭園や城下を俯瞰する視点場であったとみられる。



図II-31 「稲田氏西荘図」 斎藤崎庵(弘化～嘉永年間〔1844～54]) (個人蔵) (図II-26再掲 建造物部分拡大)

(2) 益習館

益習館と称された学問所の建造物は学校と記載されており、池に面して建ち、4室を田の字型に配し、その西側に御居間が附属している。南面は縁が廻り、北側は中庭を挟んで益習館の建造物が建ち、役人の部屋が並んでいる。西荘や益習館当時は東側道路に門を設けて出入りし、路地を挟んで北側には下屋敷町筋に面して家臣住宅が並んでいた。



図II-32 「稲田氏西屋敷(下屋敷町)之図」(図II-27再掲) (嘉永7年～明治3年〔1854～70]) 個人蔵

(3) 書院

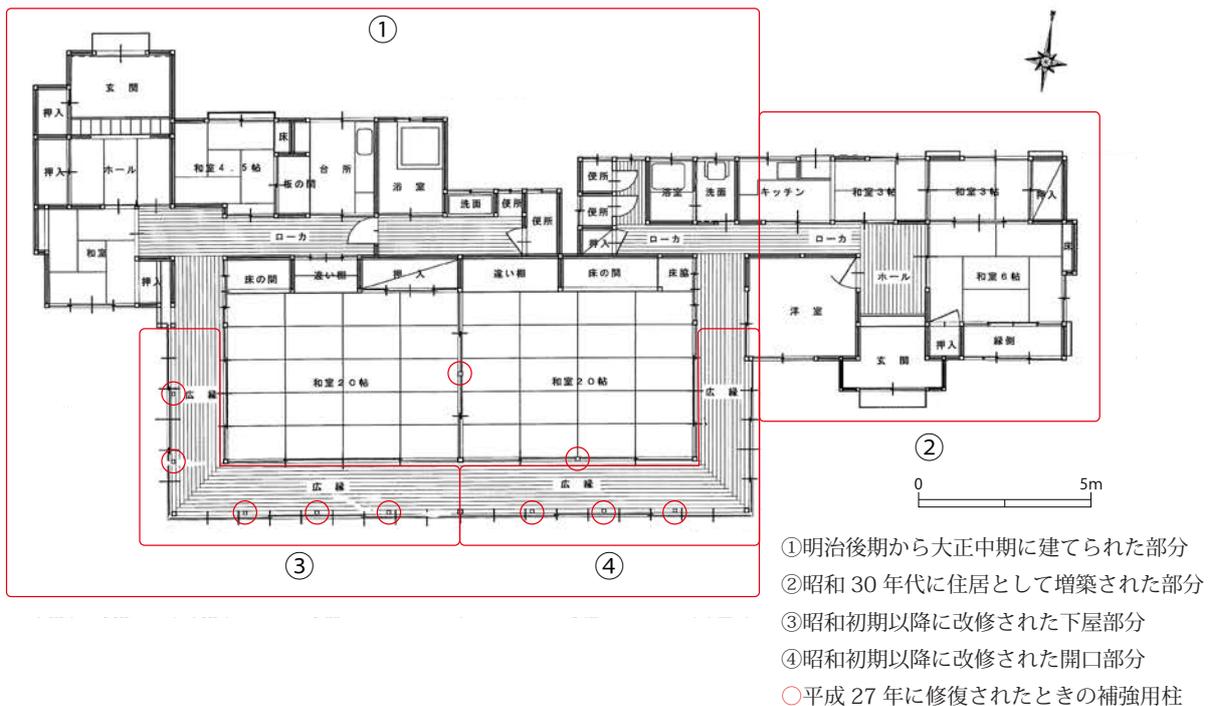
庚午事変後の益習館跡地は明治41年(1908)に川上氏が所有し、明治後期、大正から昭和期にわたり建造物の増改築が行われた。現在の書院は明治後期以降に建てられたもので、川上氏の迎賓館として使用されていた。さらに、昭和35年(1960)には洲本市在住の高田氏の所有となり、建造物は再び増改築され、数軒に分割し、住宅として貸し出された時期もあった。平成25年(2013)に高田氏より庭園、敷地と共に建造物が洲本市へ寄贈され、同27年(2015)に修復を行ったが、耐震補強の課題があり、現在書院内は通常公開していない。

平成29年(2017)の建造物調査では、小屋裏で棟札などの建築年代を特定できるものは発見されておらず、書院棟は残された古写真や様式から、明治後期から大正中期の建築と推定されている。書院棟は桁行8間、梁間4間の平屋、入母屋造、棧瓦葺である。書院の庭園に面した三面は銅板葺の下屋を廻らせ、北側正面に入母屋造、棧瓦葺の玄関棟を設けている。

東側、西側の広間の中央の小屋組みは洋式のトラス構造が組み込まれているが、他はすべて和小屋の小屋組みが用いられ、広縁西側桁には後の補強工事の時、I型鋼が取り付けられる。また、広縁中央柱脚には同工事を行った際に使用されたと思われる貫通穴が残されている。東西広間の中央及び東側広間広縁中央の柱は住居使用された際に補強として設けられ、修復時に着色塗装された。縁側ガラス戸の中央より西側は吹き出し板ガラス、東側にはフロートガラスがそれぞれ使用され、ガラス戸の形状も異なり、改修年代の差を感じさせる。

東側には昭和30年代に高田氏が増築した住居目的の建造物が書院棟に並び続き、姿も書院棟と同様の入母屋造、棧瓦葺となっている。

以上の観点から様式などを考慮した結果、書院は川上氏所有時代の明治後期から大正中期に建てられた書院と、高田氏所有時代の昭和初期以降の増築された住居の2つの部分より構成されると考えられている。また、昭和初期以降2度にわたり改修された跡が確認されており、書院の変遷を図II-33に示す。



図II-33 書院変遷図(洲本市教育委員会『洲本市文化財調査報告書第11冊 旧益習館庭園調査報告書』平成30年)

建物内部の各室の意匠について、玄関入口は建築当初の木製ガラス引き分け戸、内装は桜材の式台、框で上り口には両脇に慳貪式の板戸がはめられ、畳敷きのホール、板張りの中廊下、壁は漆喰塗り杉竿縁天井である。広間中廊下側に台所、便所、浴室を配する。浴室は床腰壁とも御影石貼りであり、浴槽も御影石づくりであるが、後に内部を一回り小さくモザイクタイル張りに改築している。

書院の意匠について西側広間は一間畳床を配し、床脇壁を三日月形の土壁透かし、平書院の板欄間には花狭間の透かし欄間、建具は呂色塗縁の紙障子が入る。床脇は前地板付地袋を作り、地袋天板上の正面壁部分の中廊下の明り取りも考慮し、塗縁の紙障子が4枚入れられている。広間天井は竿縁、杉柂松葉重ね張りで間仕切りの欄間には箴欄間、入側には1枚片引きの雲紙障子が入る。広間の入側建具は広幅で呂色塗縁、腰板付き紙障子が三面の広縁に対し吊り込まれている。

東側広間の床は平書院を配し、西側広間平書院と同様に作成、琵琶床、1間半畳床、1間半の違い棚、天袋を正面に配し、違い棚の海老束と壁間に雁行の彫刻板がはめられ、東西広間の床の間の意匠の違いを楽しめる作風である。この東西の広間は3間半×2間半の畳敷に畳長を切り、双方ともに17畳半を20畳敷きの畳数にして広く見せる工夫も窺える。

5尺幅の広縁の床は柂柂板縁甲板を張り、天井は広間と同様の竿縁、杉柂松葉重ね張りである。縁角は扇重ね張りで回らせている。広縁先三面には木製棧格子で透明ガラス戸が引違いにして入れられ、東西の広間から庭園が観賞できる作風である。

広縁東側の木製棧ガラス戸、また防風のアルミ製雨戸、戸袋などは後世の改造で、以前は木製格子透明ガラス戸が建築当所の姿である。

増築された住宅部は、玄関より西に床フローリング張り、壁天井化粧ベニヤ張りの洋室、3畳和室2間と広縁付き和室6畳を配する。台所は作り付け流し台、浴室はステンレス浴槽が設けられ、昭和30年代の生活様式が残されている。

書院棟は後世の作とは言え、東西合わせて40畳の大広間と広縁は現状、補強柱が設けられているが、建築当所は極力柱本数及び壁を制限し、室内からの眺望を優先した構成であった。格式高い書院様式と相まって、日常の生活空間とはかけ離れた空間を演出し、室内より庭園を観賞した時の眺望は別格である。広間を支える小屋裏の木組みの墨付けには符号ではなく、淡路を代表する鳥である千鳥の墨印が残され、工事に携わった大工の遊び心をうかがわせる。

このような優れた技術と造形美も随所に見られ、かつて茶会が催されたとの伝聞もあり、和風平屋の建物外観は庭園と調和し、書院内部から見る庭園の姿は江戸時代を彷彿とさせる。

洲本市教育委員会『洲本市文化財調査報告書第11冊 旧益習館庭園調査報告書』平成30年(2018)参照

(4) 洋館

洋館は寄棟造、棧瓦葺の和洋折衷の建築であり、第2期川上氏所有時代の第1次造成完了前に建てられた。書院とは2階部分で接続されており、古写真などでその姿を知ることができる。

高田氏所有時代には玄関ポーチ妻面にあったレリーフは塗りこめられ、貸し部屋として利用されていたという。近年老朽化に伴い、書院との接続部とともに解体したが、一部資材は保管している。



写真II-7 解体前の洋館

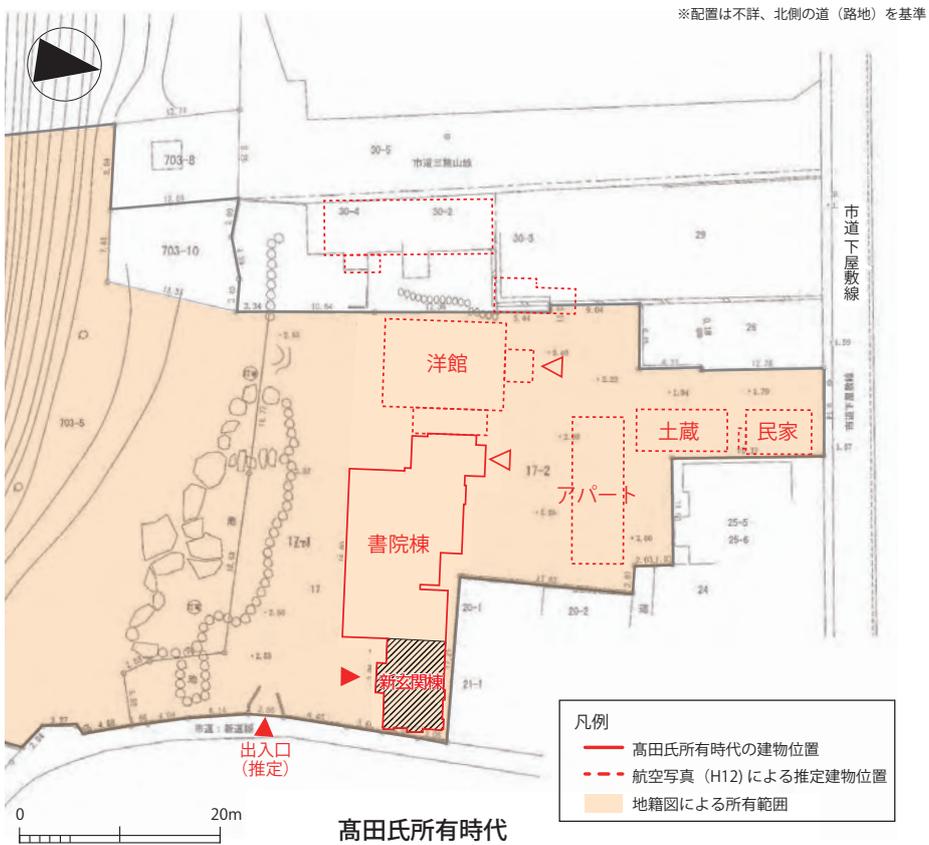
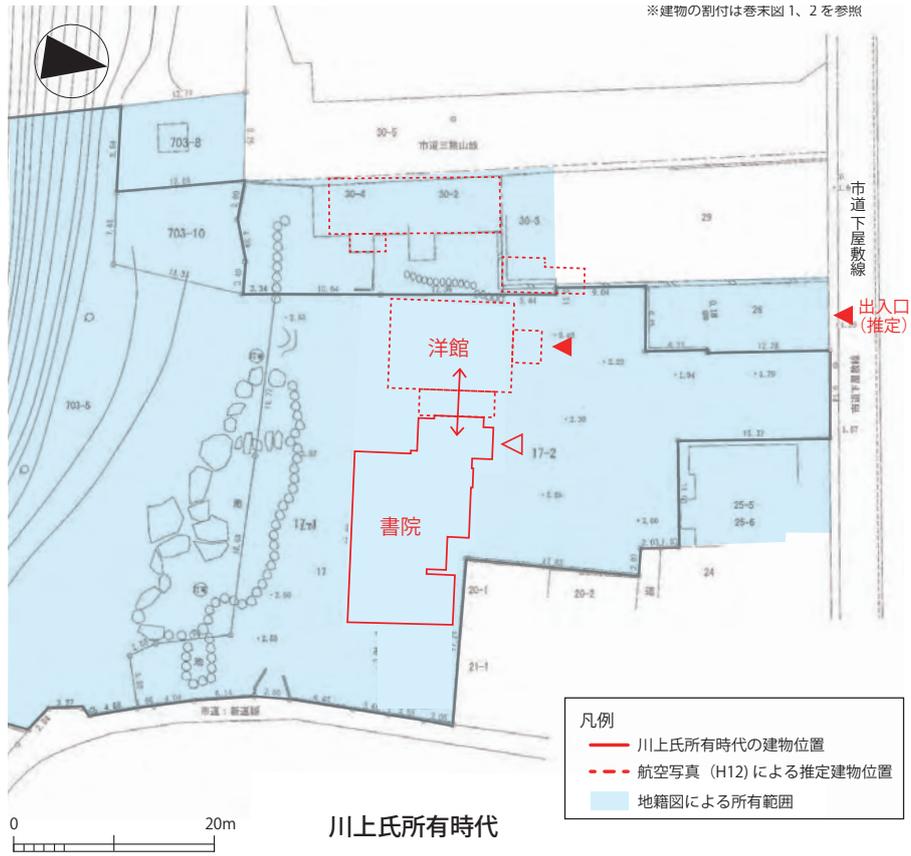


図 II - 34 - 2 建造物変遷の類推図

第4項 史料

本庭園に関する史料として洲本城下町を描いた絵図がある。城下町絵図の中には「西荘」と書かれているものもあり、当時の位置や城下町の状況などを知ることができる。

さらに、西荘を描いた斎藤崎庵の「稲田氏西荘図」がある。これは稲田植美の子である植誠に贈られたものであり、当時の西荘の様子がよく分かる絵画である。

表II-6 関連史料一覧

史料名	年代		作者	形状	所蔵	備考	図番号
城絵図	天正13年～ 慶長14年	1585 ～1609		絵図	国文学研 究資料館	脇坂時代	図II-19
洲本府図(写)	元禄～享保 年間頃	1688 ～1736		絵図	個人		図II-20
須本御城下町屋敷之図	享保13年か	1728か		絵図	国文学研 究資料館		図II-35
洲本御城下絵図	文政元年頃	1818頃		絵図	淡路文化 史料館	文久年間に完成した台場 が描かれているため、加 筆されている可能性あり	図II-21
洲本御城下絵図	文政年間頃	1818～ 1830頃		絵図	個人		図II-37
稲田氏西荘図	弘化～嘉永 年間	1844 ～1854	斎藤崎庵	絵画	個人	稲田植美の子植誠に贈ら れたもの 賛(七言律詩)あり	図II-26
稲田氏西屋敷(下屋敷町)之図	嘉永7年～ 明治3年	1854 ～1870		絵図	個人	益習館時代の配置図	図II-27
安政改正洲本城邑全図(写)	昭和3年	1928		絵図	個人	安政3年(1855)頃の 絵図を写したもの	図II-38
天文年中淡路諏本町並図(写)	明治24年	1891		絵図	個人	嘉永6年(1853)に写さ れたものをさらに明治24 年(1891)に写したもの。 原図は天文年中(1532 ～1555)に描かれたも のか	図II-18
改正洲府細見図	不明	不明		絵図	個人	1800年以降か	図II-36
古写真(洲本市街地)	明治42～大 正9年頃	1909～ 1920頃		写真	個人	川上茂吉別荘造成の様子 が写る	写真II-5
古写真	大正～昭和 初期			写真	個人	山燈籠が写っていること から、第2期川上氏所有 時代の第2次造成後であ ることが分かる	写真II-6, 8, 9, 11, 13, 15, 17, 19, 21, 23, 25, 27



図 II - 35 「須本御城下町屋敷之図」(享保13年〔1728〕か) 国文学研究資料館蔵

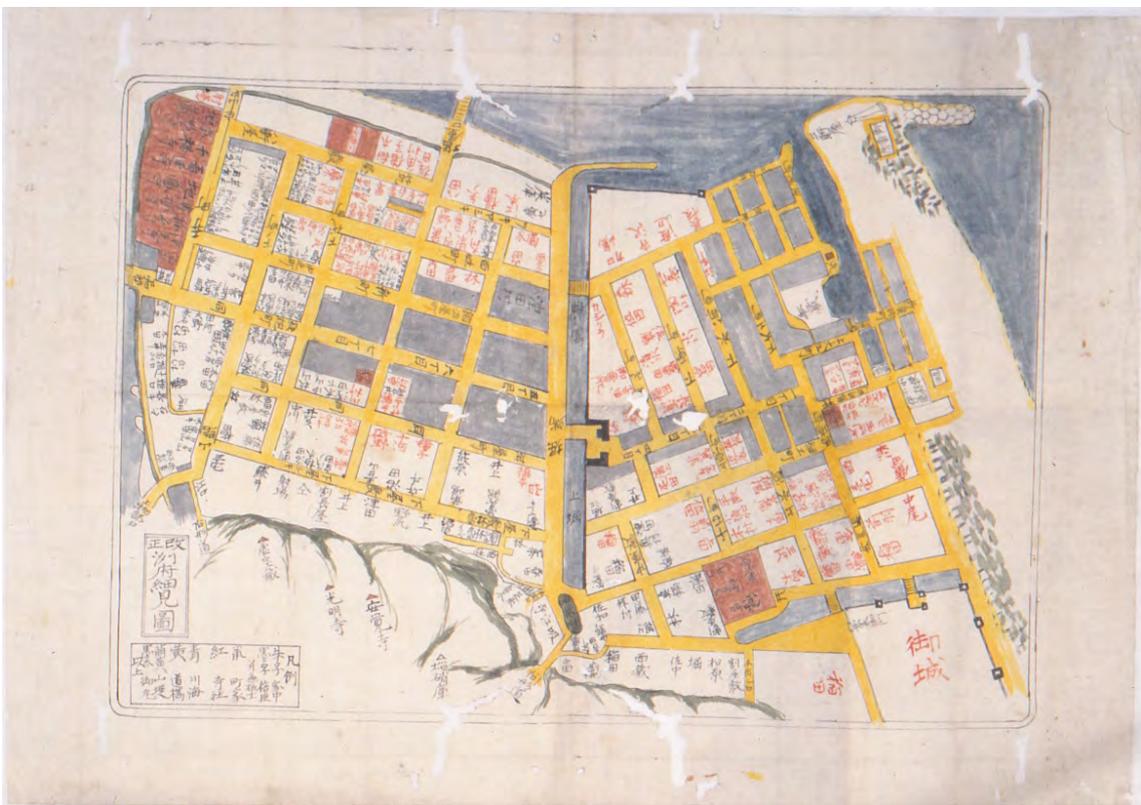


図 II - 36 「改正洲府細見図」(年代不明) 個人蔵



図 II - 37 「洲本御城下絵図」(文政年間〔1818～1830〕頃) 個人蔵



図 II - 38 「安政改正洲本城邑全図」(写) (昭和3年〔1928〕) 個人蔵

第5項 史料の比較

(1) 旧益習館庭園該当箇所と比較

絵図において旧益習館庭園が位置する箇所について注目し、比較を行った。本庭園又は関連する描写が確認できる絵図は2点ある。

1点目は天文年中（1532～1555）の様子が描かれた「天文年中淡路諏本町並図」（写）（図II-39）である。この絵図は安宅氏時代の城下町を描いた絵図の写しであり、本庭園の起源である西荘が建てられる約100年前の様子を知ることができる。

本庭園が位置する付近の杉山の山裾には東西に長い大きな池が描かれており、その周囲は野や田が広がっていた事が分かる。この池は本庭園の園池よりやや西に描かれており、平成28年（2016）の発掘調査でも池の痕跡などは確認できなかった。古くは曲田山の山裾は小川であったと伝わり、現在も湧水が多い地域である。

もう一つは「改正洲府細見図」（図II-40）において曲田山の北裾に「西荘」の文字が見える。作成年代は不明であるが、西荘が記されていることに加え、藩校洲本学問所である「学校」の表記があることから、藩校が開校された寛政10年（1798）以降に作成されたものと考えられる。

また、現在も残る旧下屋敷の庭園群である旧津田邸庭園の位置には「津田」、旧井上邸庭園が位置する場所には「井上」の屋敷があり、旧稲田割長屋庭園が位置する場所は「割長屋」と書かれている。よって、西荘と同時代に屋敷を構えていたことが分かる。



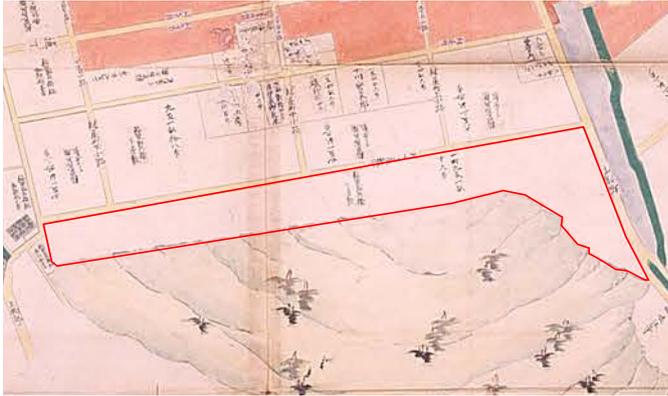
図II-39 「天文年中淡路諏本町並図」(写)
(部分、明治24年〔1891〕) 個人蔵



図II-40 「改正洲府細見図」
(部分、年代不明に加筆) 個人蔵

文政元年（1818）頃に描かれた「洲本御城下絵図」（図II-41）では現在の本庭園が位置する場所は「稲田九郎兵衛下屋敷」の敷地であり、その広さは「一町九反一畝十六歩」であった。しかし絵図では細かな区割りはされておらず、西荘があった場所も記されていない。

安政3年（1856）の絵図を写した「安政改正洲本城邑全図」（写）（図II-42）を見ると、本庭園が位置する場所には「九郎兵衛殿割長屋」と書かれている。嘉永7年（1854）に稲田家の私塾学問所を下屋敷に移し、益習館と称されるようになるが、この絵図にはその表記を見ることはできない。



図II - 41 「洲本御城下絵図」
 (部分、文政元年〔1818〕頃)に加筆 淡路文化史料館蔵



図II - 42 「安政改正洲本城邑全図」(写)
 (部分、昭和3年〔1928〕)に加筆 個人蔵

(2) 植生の比較

本庭園は曲田山を背景に持つことから、その植生景観が庭園の重要な景観要素として関わっている。そのため、本庭園周辺の植生の変遷を追う。

植生が分かる最も古い絵図は、安宅氏時代の城下町を描いた絵図を写した「天文年中淡路諏本町並図」(明治24年〔1891〕)(図II - 43)であり、曲田山は「杉山」と記され、山上にスギが描かれていることから、スギが多く分布したことが分かる。一方、三熊山は「御城山」と記され、マツが描かれている。

元禄～享保年間(1688～1736)の城下町を描いた「洲本府図」(図II - 44)では山や川・堀沿い、海岸などに樹木が描かれており、マツのように見える。しかし、すべて同じ形で描かれていることから描き分けられていない可能性がある。

「須本御城下町屋敷之図」(享保13年〔1728〕か)(図II - 45)、「洲本御城下絵図」(文政元年〔1818〕)(図II - 46)では曲田山と三熊山の山上や海岸にマツが描かれている。

「稲田氏西荘図」(1844～1854)(図II - 26)においてはアカマツとクロマツが特徴的であり、タケが多く描かれている。そのほか、針葉樹や広葉樹のように見える樹木が見られるが樹種の判別までは難しい。しかし、曲田山にはあまり多くの樹木がないように見受けられる。

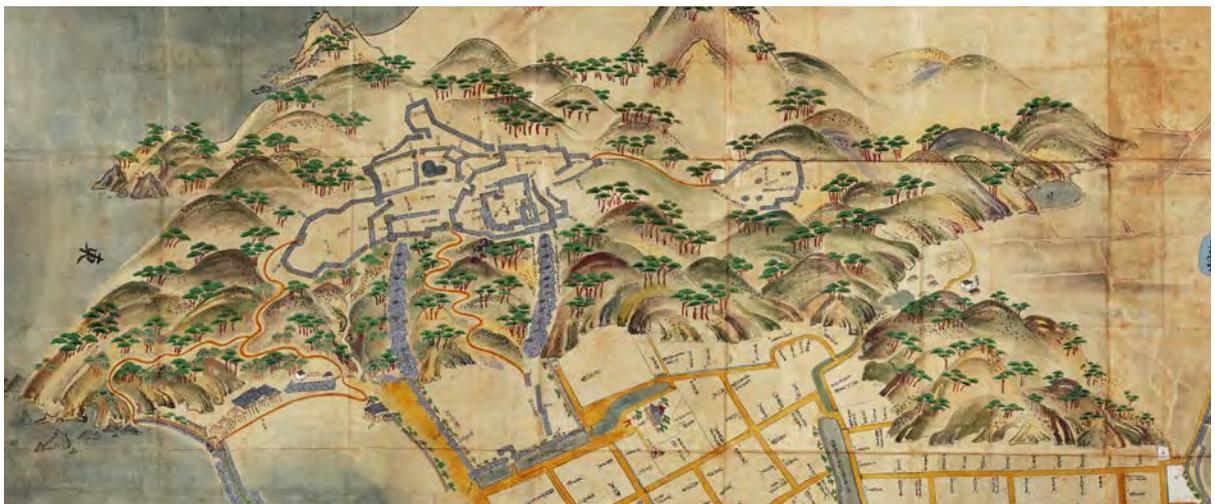
明治19年(1886)の測量図(図II - 47)では曲田山の裾部は荒地であり、山頂付近はそのほか樹木畑の地図記号が見られる。江戸期以前の史料で見られるようなマツはすでになかったことが分かる。三熊山も同様に裾部は草地、頂上付近は荒地となり、針葉樹林の記号は見られない。



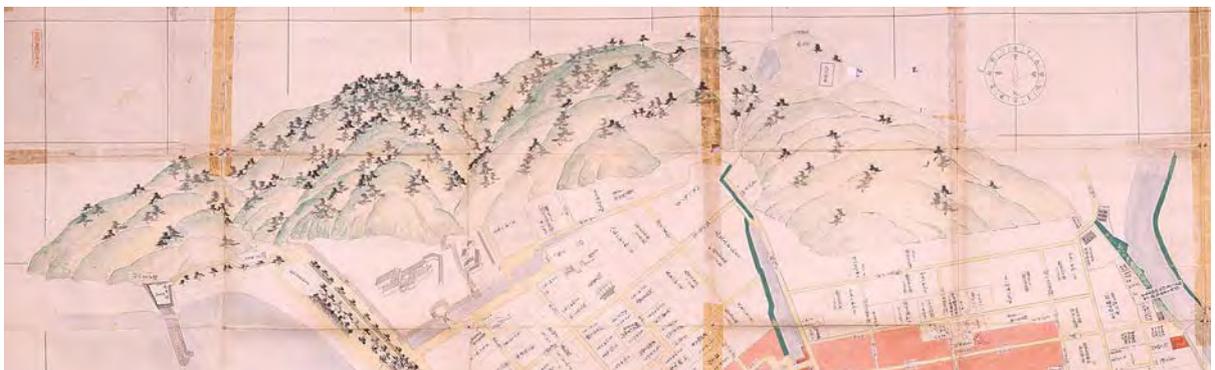
図II - 43 「天文年中淡路諏本町並図」(写) (部分、明治24年〔1891〕) 個人蔵



図II - 44 「洲本府図」(写) (部分、元禄~享保年間 [1688 ~ 1736]) 個人蔵



図II - 45 「須本御城下町屋敷之図」(部分、享保13年 [1728] か) 国文学研究資料館蔵



図II - 46 「洲本御城下絵図」(部分、文政元年 [1818] 頃) 淡路文化史料館蔵



図II - 47 明治19年 (1886) 測量区域図 (部分) (方位は北が下)

ここで、昭和 54 年度調査の環境庁による植生図（図 II -48）を見ると、曲田山山麓及び三熊山はシイ・カナメモチ群集となっており、三熊山山頂から南側にかけてはモチツツジ・アカマツ群集が見られる。平成 22 年度調査の環境省による植生図（図 II -3）を見ると、曲田山山麓はウバメガシ二次林となっており、山上には竹林が小範囲に分布している。一方、三熊山はウバメガシ二次林を主とし、所々にトベラーウバメガシ群集、シイ・カシ二次林、モチツツジ・アカマツ群集や竹林などが見られ、植生調査によってもアカマツが大きく減少し、シイ・カシ類などの照葉樹林（常緑広葉樹林）が増加していることが分かる。



図 II - 48 昭和 57 年（1982）植生図
（環境庁「第 2 回自然環境保全基礎調査 - 昭和 54 年度調査 - 洲本、由良」昭和 57 年に加筆）

以上のことから、室町時代末期の曲田山は杉山と呼ばれるほどスギが多く育生しており、三熊山はマツが多く生えていたことが分かる。しかし江戸時代になると、スギに代わりマツが多く見られるようになった。ただし、城下町絵図にはマツのみを描いているため、その実態は不明である。

江戸時代後期に描かれた「稲田氏西荘図」では曲田山の植生がよく分かるもののマツが目立ち、山全体には木々が少ない。曲田山は和泉層群の砂岩や礫岩、泥岩からなる岩山であり、荒地の厳しい環境に育つマツが優勢であったと考えられる。

明治時代までは曲田山は荒地であるものの、明治 42～大正 9 年（1909～1920）頃の洲本市街地の様子を写した古写真（写真 II -5）や 大正～昭和頃にかけて撮影された古写真（写真 II -8）には、樹木が茂っている曲田山の様子が写っている。昭和 57 年（1982）と平成 22 年（2010）の植生図を比較しても、モチツツジ・アカマツ群落が大きく減少し、トベラーウバメガシ群集、シイ・カシ二次林が増加していることから照葉樹林への変化が分かる。

明治時代中期以降、植生の遷移によって照葉樹林へ移り変わった結果、マツが減少し無くなっていったと考えられる。



写真 II - 8 洋館背後に写る曲田山
（大正～昭和）

第6項 古写真の比較

(1) 古写真

本庭園には現在確認できるものとして川上氏所有時代の古写真が7枚組の絵葉書を含み数点残されている。これらは個人所蔵のものであり、本計画のために川上氏の子孫より提供を受けた。

川上氏は明治末期から昭和初期にかけて所有していたため、古写真もこの頃のものであると考えられる。さらに古写真の一部に山燈籠が写っていることから、第3期川上氏所有時代の大正～昭和初期にあたり、さらに第2次造成後であると推測できる。古写真は羽織袴や洋装で正装した集合写真や洋犬との撮影もみられ、近代における素封家の別荘地の様子が垣間見られる。

次より、古写真と現況写真を比較し、変化を確認する。

○・↓ 現況比較箇所



写真II-9 書院前 平庭東部 (大正～昭和)



写真II-10 書院前 平庭東部 (2020年9月)



写真II-11 園池東側より西側を望む (大正～昭和)



写真II-12 園池東側より西側を望む (2020年9月)



写真II-13 書院より園池を望む (大正～昭和)



写真II-14 書院より園池を望む (2020年9月)



写真II - 15 園池南岸より書院を望む（大正～昭和）



写真II - 16 園池南岸より書院を望む（2020年9月）



写真II - 17 東側山燈籠と水分石（大正～昭和）



写真II - 18 東側山燈籠と水分石（2020年9月）



写真II - 19 玉石敷洲浜と山燈籠（大正～昭和）



写真II - 20 玉石敷洲浜と山燈籠（2020年9月）



写真II - 21 園池西側上方より東側を望む(大正～昭和)



写真II - 22 園池西側より東側を望む(2020年9月)



写真II - 23 西側山燈籠(大正～昭和)



写真II - 24 西側山燈籠(2020年9月)



写真II - 25 山燈籠完成時(大正～昭和)



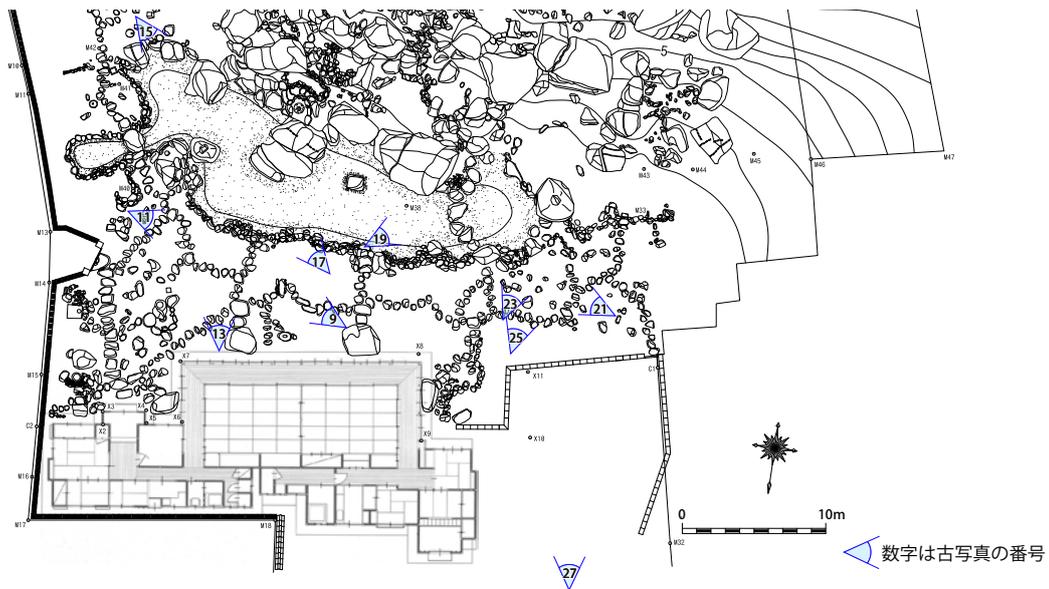
写真II - 26 山燈籠(2020年9月)



写真II - 27 洋館前平庭 (大正～昭和)



写真II - 28 洋館前平庭 (2020年9月)



図II - 49 古写真撮影想定位置 (旧益習館庭園平面図に加筆)

(2) 古写真と現況の比較

写真II - 9～28の各写真について、大正～昭和初期の庭園景観と現況の変化をまとめた。

写真II - 9は書院前の平庭部分に集まり、東向きで撮影された集合写真である。当時、平庭部分には多くの人が集まる場所としても利用されていたことがうかがえる。また、人物の背後の大きなソテツが異国情緒を感じさせ目を引く。左端の人物の足元には現在もある会所榭の石蓋が見えており、現況と比較するとまわりの飛石も含め、その形状が同じであることが分かる。しかし、飛石の据え付け高さが古写真と比べると高くなっており、表土の流出が考えられる。

写真II - 11は園池の東手前から書院、洋館方向の西を向いて撮影された写真である。大きな景観の変化としては洋館が消失し、植栽によって洋館西側の建造物も見えなくなっている。園池北側護岸には低木が数本植えられているが、現在では植替えられ、その数が減少している。

写真Ⅱ-13は書院前から東側の山燈籠の方向を向いて撮影されている。飛石や山燈籠は現在も同様の姿が見られる。地割については川上氏所有時代の平庭部分は全面たたき土であるが、現在は園池護岸付近や書院前に草地を設けている。植栽については、写真Ⅱ-11で見られた低木が写っておらず、前後関係は不明なものの、2枚の写真は時期が異なることが分かる。

写真Ⅱ-15は庭園南東方向から園池越しに書院と洋館を写した写真である。書院の縁に腰掛ける男性が写っており、縁先のガラス障子は外され開放的に利用されているのが分かる。また、洋館2階の南・東側には窓が設けられており、そこから庭園を觀賞できたであろうことが考えられ、書院だけにとどまらず高い位置から俯瞰する視点場が存在していた。現在は洋館がなくなり、植栽や竹林の繁茂により周辺景観の遮蔽となっている。

写真Ⅱ-17は園池の北西から滝石組を含む護岸と東側の山燈籠を撮った写真である。現在では滝石組部分に生えた樹木が経年により大きくなり、またツタ類が石組に絡んでいる。

写真Ⅱ-19は西側の山燈籠を写した写真である。その隣に女性が並んでおり、巨大な山燈籠の大きさがよく分かる。沢飛石の西側は玉石敷洲浜となっており、玉石が沢飛石の付近まで敷かれている。高田氏所有時代に洋館南側に畑がつくられ、その縁石として玉石敷洲浜の石が用いられたと伝わっており、そのため現在は玉石敷洲浜の玉石が半分程度減少しており、堆積土に埋没している状況である。

写真Ⅱ-21は写真右端に山燈籠の上部が写っており、庭園を俯瞰した角度で撮られていることから洋館2階からの写真と考えられる。この写真でも沢飛石の際まで玉石敷洲浜の玉石があることが分かる。大正～昭和初期でも山林部の樹木は鬱蒼とし、護岸石組も一部隠れている状況である。さらに、庭園の東側には隣家が見えている。写真からは洋館のような寄棟造りの建造物に見受けられるが、現在は現代的な建造物が建ち、庭園の周辺景観は大きく変化している。

写真Ⅱ-23は西側の山燈籠前で撮られた写真である。築造中なのか山燈籠前の1石が現在は失われている。また、背後の植栽も経年のためか変化し、現在見られない針葉樹などが写っている。

写真Ⅱ-25は東側の山燈籠完成時に撮影された写真であり、山燈籠前に未使用の庭石がいくつも置かれたままである様子が分かる。第2次造成時には山燈籠2基を設置し、西側山燈籠の両脇の石組を改変している。写真上部には斜面部の石組の上に燈籠が写っているが、この燈籠は現在は失われている。

写真Ⅱ-27は写真Ⅱ-11や写真Ⅱ-15に写る洋館の正面北側を撮影した写真である。洋館正面には前庭が造られており、直線的な飛石は洋館前で2方向に分かれ、玄関ポーチ前の植栽帯を迂回している。現在、洋館前の平庭には建造物の縁石が残るのみである。写真に写る飛石は、高田氏所有時代に東側に増築された新玄関棟の前庭を作庭する材料として用いられたと伝わる。

以上より、川上氏所有時代の古写真と現況を比較すると、地割では表土の流出や草地を設けるなどの変化が見受けられるものの、空間性や大きな地割の改変は無く、構成要素はおおよそ継承されていると言える。しかしながら、その中でも最も大きな変化は洋館の消失である。川上氏所有時代に建てられた洋館などが消失し、その跡地や周辺に竹林や植栽が増加したため園池から書院方向への景観は大きく変化し、俯瞰する視点場も失われた。また、所有者の移り変わりに伴う庭園の変化だけではなく周辺の景観にも変化が見られ、東側の民家が現代風の建造物へと建て替わり、三熊山方向に鉄塔が建つなど周辺景観の変化が庭園の眺望に与える影響は大きいと言える。

第4節 庭園の特徴

第1項 旧益習館庭園の特徴

本庭園は徳島藩筆頭家老稲田氏の下屋敷の西荘に造られた庭園を起源とし、明治末期に島内の地主であった川上氏の所有となり、和館と洋館を併置した近代の特徴を持つ庭園となった。昭和に入って高田氏の所有となり、増改築や庭園の改修が見られるものの江戸時代の様子を描いた「稲田氏西荘図」と比較しても基本的な景観を構成する要素は変化していないことが分かる。

書院から見ると曲田山を背景に、三熊山（洲本城）を借景（遠借）にして、下部に排水を兼ねた東西に長い園池を穿ち、曲田山からの湧水を園池に導いている。滝石組は正面に大滝（雄滝）を、西部に小滝（雌滝）の2箇所にも組む。曲田山の傾斜を利用した築山の正面に中心石を置き、大滝の滝添石を守護石とし、この2石を庭園構成の中心として造営している。

守護石とする滝添石は高さ約4.0m、幅約5.8mもある巨石であり、他にも天然の巨岩を利用し、そこに人為的な根石もかませ護岸石組を構成している。巨石の天然石を巧みに活かした石組は壮観であり、曲田山の岩肌の天然石を活かした景観も特徴的である。南側護岸石組の巨石の多くは天然のまま利用しているが、比較的巨石も根石やかませ石を据えて持ち上げ、護岸石組を構成している。これらの巨岩には石材切り出し時の矢穴が残っていることから、ここがかつて石切場として利用されていたことが分かる。矢穴については、第2項において後述する。

前庭部分の飛石や沓脱石などは明治末から大正にかけての改修であり、これにより庭園内の回遊が可能となり、回遊園路では溪谷風の景色を形成し、回遊しながら変化する景観を觀賞することができる。さらに高さ4.0mを超える山燈籠についても、園池護岸の改変が見られることから後世の所産である可能性が極めて高い。

庭園背景となる山側については、園池護岸と同じ和泉砂岩は作庭当初のオリジナルと考えられるが、花崗岩の飛石については前庭の飛石と同じ花崗岩が用いられていることから、近代以降の改変によるものと考えられる。また、山側の斜面部に花崗岩などを用いた土留めが施されている。これらについても、飛石同様に近代以降と考えられる。

本庭園は曲田山の斜面及び園池南側（山側）護岸に江戸期のオリジナルを色濃く残しながら、園池北側の前庭部分については所有者の移り変わりによって姿を変えている。

益習館の建造物については発掘調査で明確な位置を確認出来ていないが、曲田山斜面のオリジナル部分の風景を効果的にとらえるには、現在の書院から見るのが最も適している。この書院は本庭園の重要な構成要素となっていることから、現在の書院から見る風景は江戸時代の視点場を踏襲している可能性が非常に高く、江戸期の建造物が現書院と同場所にあったと推定される。

淡路島には江戸時代の武家の庭園を起源とする庭園がいくつかあるが、本庭園はその中でも代表的なものであり、この地域における庭園文化の広がりを示す事例と言える。下屋敷庭園群として立地を活かし曲田山の山裾の湧水を利用した園池が共通し、山を背負って豊富な石材や岩山を巧みに利用した庭園景観の構成が地域特性をよく表している。

全国的に見ると、この旧下屋敷に造営された本庭園や武家屋敷庭園群と類似するのは旧久留島氏庭園（大分県）や知覧麓庭園群（鹿児島県）などが挙げられる。名勝旧久留島氏庭園とは天然の巨石を利用し、人為の石組と融合させた手法が類似する。また旧下屋敷に残る武家屋敷庭園群は、同じ武家屋敷に点在する名勝知覧麓庭園群と類似する点が多い。このように、本庭園を中心とした旧下屋敷に残る庭園群は、全国的に見ても貴重な事例であり、その中核として本庭園を位置付けることができる。

第2項 旧益習館庭園における石材の矢穴について

砂岩の巨岩群には、石材を切り出した際に見られる矢穴が多数確認できる。

本庭園に見られる矢穴と国史跡洲本城跡の石垣に見られる織豊期の矢穴、寛永期頃の市史跡洲本城跡の石垣の矢穴、炬口地区にある幕末の炬口台場石垣の矢穴と比較すると、本庭園の矢穴の大きさは寛永期の市史跡洲本城跡の矢穴の大きさに最も近い。しかし、炬口台場の矢穴の大きさに近い矢穴もあった。

このことから、本庭園に見られる矢穴は寛永期頃の城下町建設の際のものと考えられる。しかし炬口台場跡の矢穴に近い大きさの矢穴が数個見られることから、本庭園の矢穴は寛永期と幕末期以降の2時期に分かれると考えられる。



写真II-29 旧益習館庭園の矢穴（寛永期）



写真II-30 旧益習館庭園の矢穴（幕末頃）

本庭園には矢穴以外にも直線状の石切跡がある。これはまわしノミの跡であるとの指摘がある。まわしノミは通常石切には用いず、蹲踞などに穴を開ける際に使用するものである。

本庭園に見られるこの直線状の石切跡は主に砂岩に見られ、中には工具が刺さったままのものも残る(写真II-32)。明治から大正期に設置された山燈籠の火袋の挟りぬき部分にも確認できる。同様の石切り跡が見られるのは洲本城武者溜の東側、現在三熊山の東園池と呼ばれる場所に確認できる。そこには少ないが矢穴もあり、その大きさは炬口台場のものと同様であり、幕末頃の矢穴と想定される。しかし本庭園に見られるものと三熊山東園池のものが同種同年代の工具によるものかは不明である。

まわしノミで穿つ作業は矢による石切に比べ手時間がかかることから、通常石切には用いない。本庭園には意匠的な矢穴も見られることから、意図的にまわしノミを使用していると考えられるが、これらについては今後の調査・研究において検証する課題としたい。

本庭園は由良引けによる蜂須賀時代の城下町（外町地区）建設時には石切場として石材が搬出され、それらの役割を終えた後、稲田氏の西荘の庭園として築かれたと考えられる。まわしノミについては時期不明であるが、幕末頃と思われる矢穴については、庭園として管理過程の中で入れられたものと想定される。



写真II-31 直線的な石切跡



写真II-32 石に刺さったまわしノミ